b　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に１株当たり純資産額、１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

［(a)～(d)　略］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第225条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

［(f)～(i)　略］

(j)　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項又は第280条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(k)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l)　［略］

(m)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(n)・(o)　略］

(p)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(q)～(u)　略］

c　［略］

［(6)～(8)　略］

(9)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

［a・b　略］

［削る。］

(10)　事業等のリスク

［a・b　略］

［削る。］

b　［同左］

［(a)～(d)　同左］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（中間財務諸表等規則第５条の７の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

［(f)～(i)　同左］

(j)　１株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の３第１項及び財務諸表等規則第68条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(k)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l)　［同左］

(m)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(n)・(o)　同左］

(p)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の４において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(q)～(u)　同左］

c　［同左］

［(6)～(8)　同左］

(9)　［同左］

［a・b　同左］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(10)　［同左］

［a・b　同左］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。